市報あまがさき（平成25年12月号）の年末年始業務日程の訂正について

1　内容

市報あまがさき12月号4ページ掲載の「年末年始の業務日程」のうち、「市役所、各支所・証明コーナー・サービスセンター」を「年末年始期間中すべて休み」としておりますが、「市役所、各支所・証明コーナー・サービスセンター」のうち**「阪急塚口サービスセンター」については、平成25年12月28日（土）及び平成26年1月4日（土）業務を行っております。**

2　開庁日

阪急塚口サービスセンターは、平成25年12月28日(土)及び平成26年1月4日(土)開庁しております。

施設名等	月	12				1				
	日	28	29	30	31	1	2	3	4	5
市役所、各支所・証明コーナー・サービスセンター（阪急塚口サービスセンター除く）		休	休	休	休	休	休	休	休	休
阪急塚口サービスセンター		開庁	休	休	休	休	休	休	開庁	休

3　阪急塚口サービスセンターの開庁時間等

(1)　開庁時間

午前9時から午後5時30分

(2)　土曜日の業務内容

ア　各種証明書の発行(※1)

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書(※2)、全部（個人）事項証明書（戸籍謄（抄）本）、除籍謄（抄）本、身分証明書、戸籍の（除）附票の写し、市民税・県民税課税額証明、納税証明、固定資産課税台帳記載事項証明

※1　各種証明書は、機械上出力できるものに限ります。

※2　印鑑登録カードの提示が必要です。(印鑑登録はできません)

イ　住民異動届

転入、転居及び転出届

（注意）

1　戸籍届出と同日付けで提出する転入・転居・転出届及び住基カードでの転入（転入届の特例）の受け付けはできません。

2　新しい住所での住民票の写し等の発行はできません。

3　世帯の一部が転出する場合で転出者に世帯主を含む場合等、転出証明書等の即時発行ができない場合があります。その場合は、後日、転出証明書を郵送します。

4　外国籍の方で次の場合は住民異動届の受け付けはできません。

・異動者全員が特別永住者証明書・在留カード（外国人登録証明書）を所持していない場合

・再交付など特別永住者証明書・在留カード（外国人登録証明書）の交付を伴う場合

なお、いずれの届出につきましても、他の市区町村への確認等ができないため、再度開庁時間内に来庁していただく必要がある場合等があります。

ウ　戸籍届

受付は行っておりません。

なお、12月28日（土）から1月5日（日）までの届出の受付は、市役所時間外受付窓口（中館1階警備室）で行っております。

以　上

お問い合わせ先　　尼崎市役所市民課　　電話　０６－６４８９－６４０８

回覧											